

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ハイチ	ハイチ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とハイチ共 和国政府との間の交換公文	ハイチの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含む ハイチが合意する生産物及び役務を購入するための資金 を贈与すること。	600,000千円 -----	H21.1.23 ポルトー プランス で (同日)	日本側 大竹庄治在ハイチ 臨時代理大使 ハイチ側 アルリツチ・ニ コラ外務・宗務大臣	H21. 2. 5 39号
ハイチ	ハイチ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とハイチ共 和国政府との間の交換公文	ハイチの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含む ハイチが合意する生産物及び役務を購入するための資金 を贈与すること。	600,000千円 -----	H21. 6.22 ポルトー プランス で (同日)	日本側 大竹庄治在ハイチ 臨時代理大使 ハイチ側 アルリツチ・ニ コラ外務・宗務大臣	H21. 7. 6 363号
ハイチ	食糧援助に関する日本国政府と ハイチ共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	630,000千円 H22.11.30まで	H21.11.30 ポルトー プランス で (同日)	日本側 大竹庄治在ハイチ 臨時代理大使 ハイチ側 マリー・ミシエ ル・レ外務・宗務大臣	H21.12.11 563号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。